

東京都十一市競輪事業組合工事等請負契約における最低制限価格設定基準

第1 趣旨

この基準は、東京都十一市競輪事業組合契約事務規則（平成10年規則第2号）第23条の6の規定により、最低制限価格の設定基準について定めるものとする。

第2 設定対象

この基準により最低制限価格を設定する契約は、工事、設計等委託業務及び物品に係る請負契約（単価契約、随意契約その他この基準により最低制限価格を設定することが適当でない認められる契約を除く。）とする。

第3 工事に係る最低制限価格

工事に係る最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）に、当該合計額に対する消費税及び地方消費税の額（以下「消費税相当額」という。）を加算した額とする。ただし、その額が、第5項に規定する上限最低制限価格を超える場合は上限最低制限価格の額とし、同項に規定する下限最低制限価格未満の場合は下限最低制限価格の額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7（解体工事にあつては、10分の8）を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 予定価格の算出の基礎となった直接工事費に、現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれている場合、前項第1号の直接工事費の額は、現場管理費相当額を減じた額とし、同項第3号の現場管理費の額は、現場管理費相当額を含めて算定するものとする。

3 現場管理費相当額を含む直接工事費から現場管理費相当額を明確に算出することが困難である場合は、現場管理費相当額を含む直接工事費の額に

10分の1（昇降機設備工事にあつては、10分の2）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を現場管理費相当額とみなす。

4 第1項の規定にかかわらず、予定価格の算出の基礎となった額に発生材（有価物）の売却費及びガス工事費等の額が含まれている場合は、これらの費用の額を第1項各号に掲げる額の合計額に合算して、同項の規定の例により最低制限価格を算定するものとする。

5 上限最低制限価格及び下限最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 上限最低制限価格 予定価格から消費税相当額を減算した額に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）に、当該得た額に対する消費税相当額を加算した額

(2) 下限最低制限価格 予定価格から消費税相当額を減算した額に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額）に、当該得た額に対する消費税相当額を加算した額

第4 設計等委託業務に係る最低制限基本価格

設計等委託業務に係る最低制限基本価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）に、当該合計額に対する消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額が、第2項に規定する上限最低制限価格を超える場合は、上限最低制限価格の額とし、同項に規定する下限最低制限価格未満の場合は下限最低制限価格の額とする。

(1) 建築関係設計業務

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(2) 土木関係設計業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

2 上限最低制限価格及び下限最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 上限最低制限価格

予定価格から消費税相当額を減算した額に10分の8（測量業務にあつては、10分の8.2、地質調査業務にあつては、10分の8.5）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）に、当該得た額に対する消費税相当額を加算した額

(2) 下限最低制限価格

予定価格から消費税相当額を減算した額に10分の6（地質調査業務にあつては、3分の2）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額）に、当該得た額に対する消費税相当額を加算した額

3 前2項に該当しない業務に係る最低制限価格は、予定価格から消費税相当額を減算した額に対して、10分の8を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を上限最低制限価格とし、10分の6を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を下限最低制限価格とする。

第5 物品に係る最低制限価格

物品に係る最低制限基本価格については、予定価格から消費税相当額を減算した額に対して、 10 分の 8 を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を上限最低制限価格とし、 10 分の 6 を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を下限最低制限価格とする。

附則

この基準は、令和 5 年 7 月 31 日から施行する。